



杉並区中小企業資金融資制度の対象にNPO法人が追加されました

中小企業と同様に事業を行い、地域の経済や雇用を担う特定非営利活動法人（NPO法人）の事業資金の調達を支援するため、中小企業信用保険法が改正され、平成27年10月1日に施行されました。これによって中小企業者の定義にNPO法人が追加となり、杉並区の中小企業資金融資あっせん制度の一部の資金種類の利用が平成27年10月1日から可能となりました。

1 制度をご利用いただけるNPO法人

以下の（１）～（５）を全て満たしているNPO法人

（１）規模要件

●従業員（雇用契約関係がないボランティア等は従業員に含まれません）

製造業	300人以下
卸売業・サービス業	100人以下
小売業（飲食業を含む）	50人以下

●資本金

規模要件なし（NPO法人には資本金の概念はありません）

- （２）杉並区内に主たる事務所の法人登記を有し、区内において同一の事業を引き続き1年以上行っていること
- （３）申込みをする日までに納付すべき代表者の住民税（区市町村民税と都道府県民税）及び事業税（法人事業税と法人都民税）を滞納していないこと
- （４）東京信用保証協会の保証対象であること
- （５）許認可を必要とする場合は、その許認可を受けていること

2 利用できる資金種類

普通資金
短期運転資金
経営基盤強化資金
新事業展開資金
経営安定運転特例資金
災害復旧特例資金

信用保証協会の保証取扱に基づき、小規模企業小口資金、経営安定運転特例小口資金、災害復旧特例小口資金、創業支援資金は利用できません。

3 必要添付書類

通常の添付書類に加えて、事業報告書等※が必要となります。

※事業報告書等：特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類
（東京都へ提出したことが確認できるもの）

- 「事業報告書」
- 「計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録」
- 「年間役員名簿」
- 「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」

資金の要件など詳しくは、「杉並区中小企業資金融資あっせん制度のご案内」リーフレットをご覧ください。

【お問い合わせ】

杉並区産業振興センター 就労・経営支援係（商工相談担当）
 〒167-0043 杉並区上荻1-2-1 Daiwa荻窪タワー2階
 TEL 5347-9182（直通） FAX 3392-7052